

議案第66号関連資料
指定管理者の指定に係る議決事項一部変更について

1 目的

令和3年度末に指定期間の満了を迎える石ヶ谷公園、明石海浜公園及び魚住北公園について、指定期間を変更し現指定管理者による管理運営を継続しようとするものです。

2 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 石ヶ谷公園

明石市大久保町松陰字石ヶ谷1126番地の47

(2) 明石海浜公園

明石市二見町南二見8番地の1

(3) 魚住北公園

明石市魚住町長坂寺字宮東1242番地の7

3 指定管理者

しんきパーク&スポーツマネジメント共同事業体

4 指定期間の変更

平成29年4月1日から令和4年3月31日までの指定期間(5年間)を1年間延長し「令和5年3月31日まで」とします。

5 変更の理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和3年度に予定している次期指定管理者の候補者の選定を延期することに伴い、現指定管理者の指定期間を1年間延長するものです。